

議 事 録

会 議 名		第3回守山市住生活基本計画策定検討委員会
開催日時		令和3年11月4日（木）10：00～12：00
開催場所		守山市役所東棟 3階32会議室
出席者	委 員	阿部委員長、馬場副委員長、北村委員、竹田委員、山岡委員 日下部委員、大上委員（以上7名、全員出席）
	事務局	都市経済部 中島部長、井上次長 建築課 林下課長、石田係長、水谷主任
会議次第		<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>(1) 計画の推進に向けて 【資料1】</p> <p>(2) SDGsとの関係性について 【資料2】</p> <p>(3) 守山市住生活基本計画（案）について 【資料3】</p> <p>3 その他</p> <p>今後の開催予定について</p>
そ の 他		

1. 開会

2. 議事

(1) 計画の推進に向けて

委員

事業者の役割の中で「ストック型社会の実現に寄与」とあるが、「ストック型社会」という単語は一般の方には意味が伝わりにくいのではないか。実際どういったものを目指すのか、少し説明があったほうがよいのではないか。

また、具体的に「ストック型社会」とはどういった意味で捉えているか。

事務局

資料 3-1、概要版 7 ページをご覧ください。これまで議論いただいていた内容の中で、特に方針 4（良質で持続可能な住宅ストックの形成）に関わる部分となります。中古住宅の流通促進や長期優良住宅の認定等、良いものを作り、長く大切に使うという意味合いです。古くなったから廃棄するのではなく、資源を循環させる、次に引き継いでいく、というような考え方です。

委員

そうした意味合いがより分かりやすいようにしてもらいたい。

事務局

市民に分かりやすい形で、今ある資産を長く大事に使い続けるような意図が伝わるような表現に修正したいと思います。

委員

市民、事業者、行政それぞれに役割があるということだが、できあがった計画は市民に対してどのように周知するのか。全戸配布はできないと思うが、自治会回覧等での周知なのか。

計画策定後、市民にどうやって行き渡るのかが気になります。

事務局

ホームページおよび市広報紙での情報公開を想定しています。より広く市民に知っていただきたい計画ではありますが、いまのところ全戸配布、自治会回覧は考えていません。

委員

この計画だけではないが、何かの機会をとらえて市民の目につくような策があればと思います。

委員

市営住宅の各団地において地域交通は充実しているのか。また、市営住宅の入居条件に自治会加入の義務付けはあるのか。

事務局

岡・中ノ庄、堀海道団地は、駅まで徒歩圏内にあります。久保、新久保、古高、東円前、大門団地は、駅からは離れますが、それぞれ徒歩 10 分程度の範囲にバス停がある状況です。

また、市営住宅入居者の自治会加入について、義務化はしていませんが、入居説明会において、団地には管理組合があり自治会と連携していること、入居者が相互協力する団地のコミュニティが運営されていることを説明し、積極的な協力を依頼しています。

委員

「行政の役割」について、本計画は多くの分野に関わるものであるから、庁内で横断的に連携・調整を行うということだが、決まった連絡会議等を開催するのか。例えば年度ごとに各部署が定期的にチェックをしていかないと漏れが出ると思うが、定期的に会議を行い、PDCA のチェックをかけていくのか。

事務局

現段階で定期的な会議開催までは想定していませんが、計画の進行とともに各分野の関係課と情報共有し、進捗管理していきたいと考えています。

委員

進捗管理がなければ、計画の意味がなくなるので、その配慮だけお願いします。

(2) SDGs との関係について

委員

基本的にこの整理でよいと思うが、目標 11 は「持続可能な都市」と記載されているが、中身を見ると「human settlements」＝「人間居住」と訳され、この計画の全ての方針が目標 11 に関わりがあると思う。

特に住宅セーフティネットの構築（方針 3）は、まさに 11 のゴールの小目標の中に、「適切な住宅をあらゆる人に提供する」ということが書かれている。このままでも齟齬があるわけではないが、入れておいてもよいのではないか。

委員

二酸化炭素の削減について、正式には決まっていないが、国においては住宅の自家発電を推奨する方向になってきている。SDGS の目標 7 番「エネルギー」に関する項目であるが、今後国が方針決定した際には、市の施策にも関連してくると思う。

事務局

本計画で言うと、方針 4 「良質で持続可能な住宅ストック」に該当する項目でしょうか。

委員

方針でいくと、4にあたると思う。

そのあたりの、SDGsとの関係で、先ほど申し上げたように、目標11は基本的に住宅の話をしている項目なので全てに関連するかと思う。

その他に色々な分野に関係してくる施策の多様性を表現するという意味では、エネルギーの話にも位置付けがあるとより良いのではないかと思う。

(3) 守山市住生活基本計画(案)について

委員

概要版9ページ、基本目標3の中の総合防災訓練を実施した自治会の数だが、他のところを見るとパーセント表記になっているが、あえて件数になっているのは何か理由があるのか。

事務局

守山市総合計画において同指標が設定されており、その中で件数表記されていることに準じております。

委員

私自身、守山市の自治会総数がわからないので、35件がどのような数値なのかがわからない。これから自治会が増えるのか減るのかもわからないが、そういった意味でパーセントがいいのではと思った。

事務局

ご指摘いただいたとおりです。自治会の総数を併記することで、あと何自治会ができてないかな等が分かりやすくなると思うので、修正したいと思います。

委員

成果指標のところ、現状数値が出てくるが、これをどう理解したらいいのかが分かりやすくなればより良いと思う。

現在の数値が明らかに市としては少ない、数値としてまだまだ良くないと思っている項目もあれば、意外にいいのではという数値もあるのではないかと。もちろん目標数値なので、これに向けて数値を上げていくものだが、上り幅の妥当性がもう少し見えやすいとよいかと思う。

例えば、基本目標1「保育施設や相談の場など子育て環境が充実していると思う市民の割合」の数値は低い(38.2%)なので、これが悪いというのは理解できるが、基本目標3の「耐震性を有する住宅ストックの比率」は約9割(90.3%)あり、現状でもあまり悪くない気がする。

例えば、住環境に関して、守山市の現状が比較できるように、あるところに関しては高いのか低いのか、凹凸が伝わるような情報があれば目標としてわかりやすのではないかと。

事務局

例えば、備考欄等を設けて全国平均等と比較するような対応が考えられるでしょうか。

委員

それもひとつあるかと思う。

また、市の認識として、目標の設定根拠等が理解できると読んでいて面白く、自分事になるのではないか。

事務局

成果指標については、全国平均との比較や設定根拠を記載するなかで記載する形に修正したいと思います。

委員

成果指標については、どのような意味合いで設定された目標数値なのか、メッセージの発信が必要かと思う。

また、計画に追記する必要性はないと思うが、量的な目標数値を設定する一方で、質的なところを把握する意識は大事かと思う。件数が増えたから満足度が高まっているかということと必ずしもイコールではないと思うし、数字には表れにくいですが、かなり満足している人が出てきているとか、そういう部分を把握できるとよい。あくまでも計画の中に位置付ける議論ではないが、そういう意見も言っていると思える枠組み作りが今後大切である。良い声は上がりにくいですが、市民の意識レベルの変化を捉えられれば、より目標に進んでいることの説明がつくのではないか。

(4) その他

事務局

本資料はこれまで議論いただいた内容が全て含まれた計画最終案ですので、大変ボリュームのある内容となっています。このため、会議終了後も、来週の木曜日、11月11日までの間は意見を承る期間を設けたいと考えていますので、お気づきの点等あれば随時ご連絡いただけるようお願い致します。

なお、その場合における意見への対応方針については、阿部委員長に一任し、調整させていただきたいと考えていますが、如何でしょうか。

委員長

事務局から説明があったように、今日限りではなく時間をとって、こういった意見でも結構なので気になった点を事務局に連絡いただければと思う。

また、そこで出た意見に関する調整について、委員長に一任という説明であったが、よろしいでしょうか。

((各委員了承))

委員長

了承をいただいたので会議を進めます。

本日の議事は以上になるが、議事全般について質問等あればよろしくお願ひします。

委員

直接この計画に関係するかは分かりませんが、安心して暮らせる住宅地形成に関して、各農村地域にしても旧の在所にしても、道路幅員がかなり狭い問題があると思う。

このことについて、先ほども申し上げたが、本計画を推進するうえで各関係課と連携・調整する際は情報共有して欲しい。と言うのも、市街化調整区域、農業振興地域における地区計画の決定において、住居用の道路と認定されれば、将来的には4mの建築基準法に則った道路にしていこうというルールがあるが、実現は50年100年先の話だと思う。こういった課題の解決は住生活の向上につながると思うが、本計画には該当するものなのか。

事務局

方針8（住みよさが実感できる住環境づくり）において、「都市計画基本方針に基づく適正な土地利用」「地区計画制度、建築協定等による良好な住環境の維持・向上」という項目があります。個別施策としての記載はありませんが、大きな視点としては方針8の項目に該当する課題になります。

委員長

本日予定していた案件は以上となりますが、その他意見等はありませんか。

((各委員了承))

委員長

それでは、本日の議事はこれですべて終了し、進行を事務局へお返します。

3. その他

今後のスケジュールについて説明を行い、都市経済部 中島部長より挨拶を行った。